

## おいらせ町総合教育会議傍聴人要綱

(平成27年8月5日告示第57号)

(傍聴の申出)

第1条 おいらせ町総合教育会議を傍聴しようとする者は、受付係にその旨を申し出て、その氏名及び住所を備付けの用紙に記入しなければならない。

(傍聴の制限及び禁止)

第2条 傍聴席が満員となったとき、その他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

(傍聴人の入場)

第3条 傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)が傍聴席に入場するときは、係員の指示に従い、所定の席に着かなければならない。

(入場の禁止)

第4条 凶器その他危険な物を持っている者、酒気を帯びている者その他議事の運営に支障を及ぼすと認められる者は入場することができない。

(傍聴人の秩序)

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (2) 私語談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (4) その他会議の妨害となるようなこと。

(写真の撮影等の制限)

第6条 傍聴席における写真の撮影、録音、録画、放送等は町長の許可を得なければすることができない。

(傍聴人の退場等)

第7条 町長は、次の場合には傍聴人に対して、その行為を制止し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 傍聴人がこの要綱に違反したとき。
- (2) 議場の秩序をみだすおそれがあるとき。
- (3) その他議事の運営上必要があると認めるとき。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたとき又は秘密会の会議が開かれるときは、速やかに退場しなければならない。

附 則

この告示は、平成27年8月5日から施行する。